

【記入例】

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

① 製造所 構造設備明細書  
~~一般取扱所~~

②	事業の概要	塗料製造業						
③	危険物の取扱作業の内容	溶剤、顔料等を混合し塗料を製造する。						
④	製造所（一般取扱所）の敷地面積	20,000 m <sup>2</sup>						
⑤	建築物の構造	階数	地上2階	建築面積	1,200 m <sup>2</sup>	延べ面積	2,400 m <sup>2</sup>	
		壁	延焼のおそれのある外壁	RC造 (耐火構造)	柱	RC造 (耐火構造)	床	RC造 (耐火構造)
			その他の壁	RC造 (耐火構造)	はり	RC造 (耐火構造)	屋根	鋼板 (0.8 mm)
窓	防火設備 (網入ガラス)	出入口	特定防火設備 (常閉式)	階段	RC造			
⑥	建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	階数		建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
		建築物の構造概要						
⑦	製造設備の概要（取扱）	ボールミル 2基 攪拌機 4基 充てん機 2基						
⑧	令第9条第1項第20号の概要	計量タンク 500ℓ 2基 攪拌タンク 500ℓ 4基						
⑨	配管	STPG 黒(JIS - G3454) 錆止め塗装		加圧設備	⑩ 加圧混合機 1基 (窒素加圧、1.5 MPa)			
⑪	加熱設備	20号タンク 3基(蒸気加熱)		乾燥設備	⑫ 塗料(第2石油類) 赤外線ヒーター 3基			
⑬	貯留設備	囲い、排水溝、ためます		電気設備	⑭ 電気設備の技術基準による。			
⑮	換気、排出の設備	強制排出設備 4基		静電気除去設備	⑯ D種接地工事			
⑰	避雷設備	JIS - A4201 : 2003 保護角法(突針 2本)		警報設備	⑰ 自動火災報知設備			
⑲	消火設備	第4種消火設備(粉末大型消火器)×3個、第5種消火設備(粉末消火器)×10個						
⑳	工事請負者住所氏名	新居浜市●●町●番●号 株式会社●● 氏名 ●● ●● ●● ●● 電話 ●●-●●●●						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。  
 3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

① ~~製造所~~ 構造設備明細書  
一般取扱所

②	事業の概要	総合病院						
③	危険物の取扱作業の内容	灯油ボイラー2基を暖房用として用いる						
④	製造所（一般取扱所）の敷地面積	2,500 m <sup>2</sup>						
⑤	建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	50 m <sup>2</sup>	延べ面積	50 m <sup>2</sup>	
		壁	延焼のおそれのある外壁	RC造（耐火構造）	柱	RC造（耐火構造）	床	RC造（耐火構造）
			その他の壁	RC造（耐火構造）	はり	RC造（耐火構造）	屋根	鋼板（0.8mm）
窓	防火設備（網入ガラス）	出入口	特定防火設備（常閉式）	階段	RC造			
⑥	建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	階数	地上5階 地下1階	建築面積	1,200 m <sup>2</sup>	延べ面積	7,200 m <sup>2</sup>	
		建築物の構造概要		RC造（耐火構造）				
⑦	製造設備の概要（取扱）	ボイラー設備 1基						
⑧	令第9条第1項第20号のタンクの概要	燃料調整用サービスタンク9000 1基						
⑨	配管	STPG黒(JIS - G3454) 錆止め塗装		加圧設備	⑩ 無			
⑪	加熱設備	無		乾燥設備	⑫ 無			
⑬	貯留設備	困い		電気設備	⑭ 電気設備の技術基準による。			
⑮	換気、排出の設備	自動強制換気設備 1基 強制排出設備 1基		静電気除去設備	⑯ D種接地工事			
⑰	避雷設備	無		警報設備	⑱ 自動火災報知設備			
⑲	消火設備	第4種消火設備(大型粉末消火器)×1個 第5種消火設備(粉末消火器)×2個						
⑳	工事請負者住所氏名	新居浜市●●町●番●号 株式会社●● 氏名 ●● ●● ●● 電話 ●●-●●						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。  
 3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

## 製造所（一般取扱所）構造設備明細書記入要領

### ※記入方法

- (1) 各欄の該当しない部分は、「／」、「－」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にする。
  - (2) 各欄において記入事項が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に詳細を記入する。
  - (3) 各面積については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入する。
- ① 申請以外の区分を二重線で消す、又は該当する申請区分を○で囲むよう記入する。
  - ② 「事業の概要」欄は、製造所等が設置されている事業所の事業内容を記入する。  
《例》塗料の製造を行う。  
灯油製品の販売を行う。  
ホテル業  
総合病院
  - ③ 「危険物の取扱作業の内容」欄は、危険物の取扱い及びこれに伴う貯蔵等の概要を記入する。  
《例》溶剤、顔料等を混合し塗料（危険物）を製造する。  
第4類第1石油類、化学薬品等を反応させ合成樹脂（非危険物）を製造する。
  - ④ 「製造所等の敷地面積」欄は、製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入する。
  - ⑤ 「建築物の構造」欄は、次により記入する。
    - ア 建築物全体が製造所等の場合は、各欄に建物構造を記入する。
    - イ 建築物の一部に製造所等を設ける場合は、各欄とも製造所等の用に供する部分についての建築構造を記入する。階数は、製造所等を設置する階を記入する。
    - ウ 「階数」は、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第8号に規定する階数を記入する。
    - エ 「建築面積」は、建基令第2条第1項第2号で規定する面積を、「延べ面積」は、建基令第2条第1項第4号で規定する面積を記入する。
    - オ 壁のうち「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第9条第5号に規定する部分の外壁の構造を記入する。
    - カ 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入する。
    - キ 「柱、床、はり、屋根及び階段」は、該当する構造を記入する。  
なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入する。
    - ク 「窓」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、括弧書きで窓ガラスの材質等を記入する。
    - ケ 「出入口」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、括弧書きで閉鎖方式（常時閉鎖式、随時閉鎖式等）を記入する。
  - ⑥ 「建築物の一部に製造所等を設ける場合の建築物の構造」欄は、製造所等が設置される建築物全体の構造等を記入する。  
なお、建物全体が製造所等である場合は記入しない。
  - ⑦ 「製造（取扱）設備の概要」欄は、製造所等に設置される危政令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下「20号タンク」という。）以外の主な設備の種類及び数等を記入する。
  - ⑧ 「20号のタンクの概要」欄は、製造所等に設置される20号タンクの容量及び設置数等を記入し、タンクごとに別途構造設備明細書（様式第4のハ、4のニ、4のホ）を添付する。
  - ⑨ 「配管」欄は、製造所等で使用する全ての配管について材質、外面保護等を記入する。
  - ⑩ 「加圧設備」欄は、タンク又は設備内の危険物に対して外部から圧力をかける設備若しく

は反応等により容器内部の圧力が高くなる設備（正圧，負圧において5 kPaを超える設備）とし、加圧される危険物が収容される設備及び圧力等を記入する。

《例》製造所で危険物を2基の加圧混合機内で窒素により100 kPaに加圧する場合

加圧混合機2基（窒素加圧100 kPa）

一般取扱所で第1石油類と第2石油類等を1基の反応釜で反応（常用圧力1.0 MPa）させる場合

反応釜2基（反応圧1.0 MPa）

- ⑪ 「加熱設備」欄は、タンク又は設備内の危険物に対して、外部から加熱する設備とし、加熱される危険物が収納される設備、加熱方法、温度等を記入する。

《例》製造所で、3基のジャケット付20号タンクを蒸気ボイラーにより80度に加熱する場合

20号タンク3基（蒸気加熱80度）

- ⑫ 「乾燥設備」欄は、危険物を乾燥又は蒸発（以下「乾燥」という。）させる設備とし、乾燥される危険物、乾燥に用いる設備及び設置台数等を記入する。

《例》赤外線ヒーター3基により第2石油類を乾燥させる場合

塗料（第2石油類）、赤外線ヒーター3基（乾燥室）

- ⑬ 「貯留設備」欄は、ためます、囲い等の拡散防止措置、油分離槽等を記入する。

- ⑭ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令（以下「電設基準」という。）に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種別又は記号及び個数を記入する。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、「電気設備の技術基準による。」と記入することができる。

- ⑮ 「換気、排出の設備」欄は、設置する換気（自然換気設備、強制換気設備、自動強制換気設備）又は排出設備（強制排出設備、自動強制排出設備）の種類及び設置台数等を記入する。

- ⑯ 「静電気除去設備」欄は、電設基準第19条第1項に定める接地工事の種類（D種接地工事等）、静電気除去装置の設備の種類及び設置台数等を記入する。

- ⑰ 「避雷設備」欄は、JISA4201で示される保護手法（回転球体法、保護角法、メッシュ法）及び受雷システム（突針、水平導体、メッシュ導体等）の種類を記入する。

なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内であるため、製造所等に避雷設備を設置しない場合は、他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入する。

- ⑱ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、製造所等に設置されるものを記入する。

- ⑲ 「消火設備」欄は、製造所等に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入する。

《例》第3種消火設備（二酸化炭素消火設備）全域

第4種消火設備（大型〇〇消火器）1個

第5種消火設備（〇〇消火器）5個

- ⑳ 「工事請負者住所氏名」欄は、工事請負者の住所、氏名（法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名）及び連絡先の電話番号を記入する。